

京丹後市庁舎整備検討委員会条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 1 3 日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市条例第 3 8 号

京丹後市庁舎整備検討委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長にその意見を答申する。

- (1) 京丹後市役所本庁機能集約化基本方針に基づく庁舎整備・庁舎再配置のあり方に関すること。
- (2) 庁舎整備・庁舎再配置の推進状況の検討、評価に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、庁舎整備・庁舎再配置に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区長連絡協議会等の代表者
- (2) 商工観光団体、建設団体、農林水産団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

3 市長は、必要に応じて、第 2 条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 項に掲げる者のうち委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、当該身分の任期までとする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 京丹後市庁舎整備検討委員会スケジュール（案）

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
庁舎整備検討委員会					第1回審議会・就任依頼調整			第1回委員会			第2回委員会		第3回委員会		第4回委員会		第5回委員会					(市長へ答申)									
市議会 その他																															

【第1回の内容】  
 ・委員委嘱  
 ・委員長、副委員長選出  
 ・委員会へ諮問  
 ・開催スケジュール  
 ・これまでの庁舎整備及び庁舎再配置の経過について(説明)  
 ・意見交換

【第2回の内容】  
 ・庁舎整備、庁舎再配置の推進状況、評価について意見交換・とりまとめ

【第3回の内容】  
 ・若者、女性等を対象としたワークショップでの意見の紹介  
 ・庁舎整備、庁舎再配置の方向性について意見交換

【第4回の内容】  
 ・庁舎整備、庁舎再配置の方向性について意見交換

【第5回の内容】  
 ・庁舎整備、庁舎再配置の方向性についてとりまとめ  
 ・答申とりまとめ





←→  
 総合計画  
 若者・女性等を対象とした  
 ワークショップ開催

議員会で説明

議員会で説明

(全員協議会で説明)

## 合併特例債を活用した場合のスケジュール(想定)

	R3年度 (2021年)	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年) 【合併特例債活用期限】
計画・設計 基本計画 基本設計 実施設計	約5ヶ月  約5ヶ月  約9ヶ月 			
庁舎整備工事 庁舎整備			約12ヶ月 	

※庁舎整備規模や整備場所により、スケジュールは異なります